

ツノル利用約款

ツノルを利用される事業者は、ツノルを企画・運営する株式会社アルバイトタイムスに対し、以下の約款に同意していただく必要があります。

第1条 約款の適用

1. ツノル利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社アルバイトタイムス（以下「当社」といいます。）とツノル（次条の定義に従います。）の利用にかかる契約（以下「本契約」といいます。）を締結した事業者（以下「事業者」といいます。）に対して適用されるものとします。
2. 当社は、本約款に基づき事業者にツノルにかかるサービスを提供するものとし、事業者は本約款に定める義務を誠実に履行するものとします。

第2条 基本用語の定義

1. ツノル：当社が提供する事業者の就職活動を行う大学生・大学院生・短大生・高専生・専門学校生及び大学・大学院・短大・高専・専門学校卒業後5年以内の方（就労経験のある方を含む）を対象とした採用活動を支援するインターネットウェブサイト（<http://job.tsunoru.jp>）、または当該サイトに含まれる採用活動支援サービス〔事業者向け採用業務支援システム「ツノル Manager(以下：T-Manager)」及び各種オプションサービス〕の総称をいいます。
2. T-Manager：手動入力データ・エンターデータ・各種申込予約（セミナー/説明会）の受付・会員へのメッセージ送信等の一元管理および検索を、事業者の手元のパソコンからインターネット経由で当社のデータベースサーバーにアクセスすることにより、行うことが可能なツノル専用の事業者向け採用業務支援システムをいいます。
3. ターゲティング WebDM 配信システム：ツノル内で事業者個別のメッセージ送受信を行うことが可能なシステムをいいます。
4. ツノルインターフェイス：事業者がツノルを利用する際に会社情報または採用情報等の登録等の操作を行うメンテナンス画面（T-Manager）、ターゲティング WebDM 配信システム等をいいます。
5. 「ツノル」運営事務局：当社が提供するサービスで、事業者からのツノルの操作方法その他ツノルに関する問い合わせ、ツノル以外のサービスに関する問い合わせの受付を行う窓口をいいます。
6. サービス期間：サービス開始日より契約終了またはサイトクローズ日までをいいます。但し、当社は事業者の活動状況等により終了日を任意に変更することができるものとします。
7. 会員：ツノルを通じて就職活動を行う大学生・大学院生・短大生・高専生・専門学校生及び大学・大学院・短大・高専・専門学校を卒業後5年以内の方（就労経験のある方を含みます。）をいいます。

第3条 ツノルの利用申込

1. 事業者は、下記のすべてを満たすことがツノルの参画条件となります。
 - 卒業予定の大学生・大学院生・短大生・高専生・専門学校生（海外の学校を含む）及び大学・大学院・短大・高専・専門学校を卒業した既卒求職者（就労経験のある方を含む）の採用予定がある法人企業
 - 社員数 1,000 人以下の企業〔単体〕
 - 雇用される形態が「正社員」「契約社員」であること
 - 健康保険・厚生年金・雇用保険・労働者災害補償保険（労災）の4保険すべてに加入している企業

○当社が定める掲載基準に準じていること。

2. 事業者は、ツノルの利用にかかる申し込みを行う場合には、ツノルの仕組みおよびツノルにより提供されるサービスの内容を理解・承諾の上、所定の申込方法(申込フォーム・申込書)により申し込むものとします。

第4条 契約の成立

前条の事業者によるツノルの利用にかかる申し込みがなされ、当社の取引基準に基づく審査により、適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が事業者に到達したときをもって、当社と事業者の間に本契約が成立するものとします。但し、事業者は、本約款の内容を理解しこれに同意した場合に限り、ツノルを利用することができるものとします。なお、T-Managerの初回ログイン時に、画面上で本約款への同意ボタンがクリックされたことをもって、事業者本人が本約款に同意したものとみなします。

第5条 ツノルの利用

1. 事業者は、ツノルを利用するにあたり、本約款に規定する事項を遵守するものとします。
2. 当社は、事業者がツノルを利用するにあたり、事業者に対し、当社が必要と判断するツノルの機能及びサービス内容の詳細・利用方法等についての資料を配布するものとします。

第6条 ツノル利用企業ID・パスワード

1. 当社は、本契約が成立した場合には、事業者に対し、ツノルの利用にかかるID・パスワード（以下「ID等」といいます。）を発行するものとします。
2. 事業者は、個人情報保護およびセキュリティ保持の必要上、ID等について厳重な管理義務を負うものであり、第三者にID等を譲渡または、貸与もしくは開示等してはならないものとします。但し、事業者が事務処理の必要性からID等を業務委託先に使用させる場合には、当社所定の手続きに基づき当社の事前承認を得た上で、事業者の一切の責任においてこれを行うものとし、それにかかる事故等に関し、当社は何ら一切の責任を負わないものとします。なお、当社は、ユーザー企業のログインID、パスワードが第三者に漏えいしたことによるユーザー企業や他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。
3. 当社または事業者の都合によりID等を再発行する場合には、当社は情報セキュリティの観点から事業者にかかる認証を行うことができるものとします。なお、事業者は、ID等の再発行にかかる事務処理は一定の時間を要し、当社が即時の再発行には応じられないことを予め承諾します。

第7条 ツノルへの採用情報等の掲載

1. 事業者は、事業者の会社情報および採用情報等（以下「会社情報等」といいます。）を事業者の端末等からT-Managerに直接登録し、当社による審査の承認を得た場合に、ツノル上に掲載することができるものとします。この場合、事業者は、当社の定める掲載基準（以下「掲載基準」といいます。）を遵守の上、会社情報等を自己の責任と判断において適宜登録するものとします。
2. 当社は、事業者が会社情報等を登録した場合には、当該会社情報等の内容が掲載基準に適合する内容であるか否かを審査することができるものとします。なお、当社は、審査を可能な限り速やかに処理するものとしますが、処理すべき審査業務が大量に発生した場合等には、事業者が予め希望する掲載日時までに審査の処理を行えない場合があることを事業者は予め承諾します。登録された当該会社情報等の内容が掲載基準に適合するものであると当社が判断した場合には、当該事業者が予め希望した掲載日時までに、または審査終了後速やかに当該会社情報等を掲載するものとします。

3. 事業者が登録した会社情報等が掲載基準に反する場合または事実と反すると当社が判断した場合、当社は、登録された会社情報等の掲載を保留し修正を求める権利を有します。この場合、事業者が当該会社情報等の掲載を希望する場合には、事業者は、掲載基準を満たした内容に修正の上、再度会社情報等の登録を行うものとし、当社は、掲載基準に適合する内容であることを確認の上掲載を行うものとし、また、その場合、事業者が予め希望する日時までに掲載の処理を行えない場合でも、当社は何らの責任も負わないものとし、また、
4. 事業者は、本条に基づき掲載された会社情報等に変更が生じた場合には、直ちに当社に通知し、事業者において当該変更内容を反映させるものとし、また、
5. 掲載された会社情報等が掲載基準に反すること、または事実と反することが明らかになった場合には、当社は、会社情報等の掲載を中止し修正を求める権利を有します。この場合の当該会社情報等の掲載についても本条3項と同様とし、また、
6. ツノルに関する一切の著作権は、当社が有するものとし、但し、事業者または事業者から委託を受けた第三者が作成した原稿、写真等については、この限りではありません。
7. 事業者は、当社が、情報提供の多元化等を目的として、ツノル以外のウェブサイトまたは各種メディアにおいて、事業者のツノル上の会社情報等の転載を行うことがあり得ること、および第三者が当該第三者のウェブサイトにおいて、事業者のツノル上の会社情報等の掲載を行うことがあり得ることについて予め了承するものとし、また、
8. 当社がオプション企画としてツノル上に掲載する原稿を作成する場合、事業者は当社に対して掲載する画像等の情報を無償で提供するものとし、当社は、提供を受けた画像が当社の掲載基準に満たない場合は直ちに当該事業者へ通知し、事業者は当社からの指示に従うものとし、また、
9. 前項の規定により、提供を受けた画像等の情報は、第14条の通り適正に管理・廃棄いたします。

第8条 「ツノル」運営事務局によるサービス

当社は、「ツノル」運営事務局において、事業者のために事業者のツノルの操作方法、その他ツノルに関する電話およびE-mailによる問い合わせ、ツノル以外の当社サービスに関する電話およびE-mailによる問い合わせの受付を行うものとし、また、「ツノル」運営事務局の受付時間は、当社が別途定めるところに従います。

第9条 応募情報および機密情報の目的外使用の禁止

1. 事業者は、会員がツノルを通じて事業者へ提供した応募内容およびその他の個人情報（以下あわせて「応募情報」といいます。）を採用活動の遂行目的にのみ使用するものとし、その他の目的（商業目的であるか否かを問いません。）は一切使用しないものとし、但し、会員本人の同意が得られた場合はこの限りではありません。
2. 事業者は、応募情報を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、会員本人の同意を得た場合を除き、第三者へ提供または漏洩しないものとし、また、
3. 事業者による応募情報の使用および管理に関し、会員等その他第三者から当社に対して訴訟提起その他のクレームがなされた場合、かかるクレームや訴訟に対して、事業者が一切の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を追わないことに同意するものとし、また、
4. 事業者は、ツノルの利用を通じて知りうる当社の一般に公開していない情報（ツノルに関する情報・仕組み・ノウハウ・プログラムソース等を含む）の一切を第三者へ開示・漏洩もしくは事業者自らのために利用してはならないものとし、また、

5. 事業者は、ツノルの操作を第三者に委託する場合も本条項と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。但し、それにより事業者の責を免れるものではありません。

第 10 条 保守作業等によるツノルの運営の一時的な停止

1. 当社は、次の各号に該当する場合には事業者への事前の通知や承諾なしに、ツノルの一時的な運営の停止を行うことがあり、事業者は、これを予め承諾します。
 - 1) ツノルにかかるサーバーの保守またはツノルの仕様の変更もしくはシステムの瑕疵の修補等を行う場合
 - 2) 天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、または法令等の改正・成立によりツノルの運営が困難または不可能になった場合
 - 3) 上記各号の他、当社がやむをえない事由によりツノルの運営上一時的な停止が必要と判断した場合
2. 前項に定めるツノルの一時的な運営の停止により、事業者が登録した会社情報等のツノル上への反映の遅れまたは会員からのエントリー情報の受信の遅れが生じた場合でも、当社は、何らの責任も負わないものとします。

第 11 条 インターフェイスの変更

事業者は、当社がツノルを取り巻くシステム環境の変化、ツノルのシステムにかかる瑕疵の修補、ツノル利用上の不都合または多数の事業者からの要請等により、事業者への事前の通知なくインターフェイスを変更する可能性があることおよび当該変更の結果変更後のインターフェイスの表示等が異なる事態が生じることを予め承諾します。

第 12 条 請求および支払方法

1. 当社は、事業者のツノルサービス申込の受付完了後速やかに利用料にかかる請求書（以下「請求書」といいます。）を事業者に対して送付するものとします。
2. 事業者は、前項に基づき請求書を受領した場合、請求書に記載された支払期日までに当社の指定する金融機関の口座へ、請求書に記載の請求番号を付して銀行振込の方法により請求書に記載の利用料の全額を支払うものとします。なお、支払いにかかる振込手数料等の費用については、事業者の負担とします。

第 13 条 約款の変更

1. 当社は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の1か月以上前から適用開始日まで、変更条件を T-Manager において掲載する方法により通知するものとします。
2. 前項の通知より1か月以内に、事業者から諾否の通知がなかった場合は、前項の変更条件の内容を承諾したものとみなします。
3. 前項の規定において本約款は、適用開始日に、当該変更条件どおりに当然に変更されるものとします。

第 14 条 当社の機密保持義務および個人情報の取扱い

1. 当社は、事業者のツノルの利用により、事業者がツノルインターフェイスに登録した会社情報等を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、当該事業者の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。
2. 当社は、別途当社が定める「プライバシーポリシー<https://www.atimes.co.jp/privacy/>」に従い、個人情報を適切に取得・利用・提供・管理します。

第 15 条 当社の免責

1. 事業者は、自己の責任によりツノルを利用するものとし、当社は、本契約もしくは、その履行およびツノルの利用に関して事業者につき生じた損害について、当社の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、何らの賠償義務を負わないものとします。なお、当社が責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ事業者の本契約に基づく支払済みの対価相当額を上限とします。
2. 当社は、前項にかかわらず、第 14 条の義務に違反し、個人情報等の帰属主体（以下「本人」といいます。）に損害を与えた場合には、本人に対する責任を負うものとし、事業者が本人からの請求に応じて損害賠償をした場合、その賠償金相当額を事業者に対して支払うものとします。但し、事業者が本人からの損害賠償の請求を受けた後直ちに当社に対してその旨通知し、当社に対して紛争解決にあたる機会を与えなかった場合はこの限りではありません。
3. 当社は、天災地変その他不可抗力（当社の責めに帰すべき事由によらない回線の輻輳、回線の障害、サーバーダウン等を含みます。）により生じた損失につき何らの責任も負わないものとします。
4. 当社は、業務上通常要求される程度の合理的な措置を当社が講じていたにも関わらず、事業者または第三者の責めに帰すべき事由により生じた損失（①ウイルスによるサーバーダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、②ハッキングによるサーバーダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、③プロバイダのダウン、④事業者の操作ミスによるデータの流出・損壊、採用機会の損失および誤った情報の掲載並びに⑤システム環境の変化による障害等の運営管理者の責によらないツノルにかかるシステムの瑕疵等を含みます。）につき、何らの責任も負わないものとします。
5. 事業者は、T-Manager の利用にあたって電子ファイルを添付する場合には、自己の責任においてウイルスチェック等を行うものとし、事業者の添付ファイルによって第三者に損害が発生した場合には、事業者は自己の費用と責任をもって当該第三者への対応にあたるものとします。
6. 当社は、事業者に対し、会員の採用の确实性、事業者に応募する会員の資質・能力および事業者への適合性等、ツノルの効果および事業者がツノルを通じて採用した会員に関する何らの保証も行わないものとします。

第 16 条 「期間限定型オプション企画」 参画事業者に関する障害時の対応

1. 当社は、下記に定める「期間限定型オプション企画」については、前条の規定にかかわらず、ツノルサイト全体（サービス障害および個別障害はこれに含まれません。）に 48 時間以上、障害が発生し、サービスが提供できなかった場合、当該「期間限定型オプション企画」の利用期間を原則として 2 週間延長します。この場合、当社は当該延長期間に対する追加利用料を請求しません。
 - 1) 注目企業バナー
 - 2) おすすめバナー
 - 3) Pick UP バナー
 - 4) 上位表示
2. 前項に定める以外の「期間限定型オプション企画」参画事業者に関しては、当社が別途定めるところにより個別に対応するものとします。

第 17 条 権利義務譲渡の禁止

事業者は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してならないものとします。

第 18 条 禁止事項

セキュリティ保持の必要性に鑑み、事業者の自動巡回プログラム等によりツノルに関するシステムの全部または一部に過負荷をもたらすおそれのある行為は一切禁止します。万一事業者が当該行為を行った場合、当社はこれに対し事前予告なくして遮断措置等技術上の措置を講じることができるものとし、これにより事業者に損失が生じた場合でも当社は何ら責任を負わないものとします。

第 19 条 契約期間・解除

1. 本契約の有効期間は、契約の成立日よりツノルサービス期間終了日または利用期限日までとします。
2. 前項にかかわらず、当社または事業者は、相手方が次の各に該当するときには相手方に対し催告することなく即時に本契約を解除またはツノルの一定期間の利用を停止することができます。
 - 1) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生、裁判外紛争解決手続きを自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
 - 2) 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となったとき
 - 3) 事業を廃止したとき、または清算手続にはいったとき
 - 4) 本約款の規定に違反したとき
 - 5) 相手方の信用を傷つけたとき
 - 6) 事業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
 - 7) 会社合併、事業内容の大幅変更等、経営状況に大きな変化が生じたとき当社が判断したとき
 - 8) 信用に不安が生じたとき
 - 9) 事業者が内定の取消または採用中止その他会員の差別的な取り扱いまたは言動等、採用活動上望ましくない行為を行ったとき
 - 10) 事業者が法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったことにより当社がツノルに掲載情報を掲載することが望ましくないと判断したとき
 - 11) 事業者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
 - 12) 事業者において、ストライキ、ロックアウトなどの労働争議が発生したとき
 - 13) その他本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき
3. 当社は、前項各号に定める事項の他、第三者からの苦情または事業者に起因するトラブル等から、事業者によるツノルの利用が、当社またはツノルの信用等に影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合には、事業者に対し通知することにより、本契約を即時に解除することができるものとします。
4. 事業者は、前 2 項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の債務を弁済するものとします。

第 20 条 反社会的勢力の排除

1. 事業者および当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 事業者および当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 事業者および当社は、相手方が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
 4. 事業者および当社は、前項により本契約を解除した場合には、これにより相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第 21 条 合意管轄

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条 存続条項

本契約終了後も、第 9 条、第 14 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、および本条は有効に存続するものとします。

第 23 条 協議解決

本約款および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本約款および運用ルール等に限定されていない事項については、当社と事業者は、協議の上円満に解決するものとします。

2018 年 12 月 14 日作成

2024 年 8 月 1 日改定